

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年12月2日

担当
東京労働局労働基準部監督課
監督課長 神子沢 啓司
主任監察監督官 木村 恭巳
電話 03(3512)1612

東京都内の労働基準監督署における令和5年の定期監督等の実施結果

～68.0%の事業場に法違反の改善指導を実施～

東京労働局（局長 富田 望）では、令和5年に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について取りまとめましたので、公表します。

【定期監督等の実施結果のポイント】

- 1 定期監督等の実施事業場数：** **14,883 事業場**
このうち、**10,119 事業場**（全体の68.0%）で労働基準関係法令違反あり。
- 2 主な違反内容**
 - (1) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの
（労働安全衛生法第20条から第24条のうち衛生基準に関するものを除く）：**3,370 事業場**（22.6%）
 - (2) 違法な時間外労働があったもの
（労働基準法第32条及び36条）：**2,526 事業場**（17.0%）
 - (3) 健康診断の実施に関する違反があったもの：
（労働安全衛生法第66条から第66条の6）：**2,068 事業場**（13.9%）

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※ 定期監督等とは、各種情報や労働災害の報告等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する調査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反等が認められれば是正・改善を指導します。

表1 定期監督等実施事業場数 ※括弧内の数字は合計数に対する割合

	定期監督等 実施事業場数 (A)	労働基準関係法令違反が あった事業場数 (B)	B/A (%)
合計	14,883	10,119	68.0%
製造業	971(6.5%)	753(7.4%)	77.5%
鉱業	1(0.0%)	0	0.0%
建設業	7,846(52.7%)	5,125(50.6%)	65.3%
運輸交通業	358(2.4%)	250(2.5%)	69.8%
貨物取扱業	50(0.3%)	28(0.3%)	56.0%
農林業	13(0.1%)	10(0.1%)	76.9%
商業	1,639(11.0%)	1,151(11.4%)	70.2%
金融広告業	242(1.6%)	142(1.4%)	58.7%
映画・演劇業	92(0.6%)	76(0.8%)	82.6%
通信業	39(0.3%)	21(0.2%)	53.8%
教育研究業	399(2.7%)	295(2.9%)	73.9%
保健衛生業	603(4.1%)	423(4.2%)	70.1%
接客娯楽業	811(5.4%)	649(6.4%)	80.0%
清掃・と畜業	277(1.9%)	209(2.1%)	75.5%
官公署	23(0.2%)	0	0.0%
その他の事業 (注)	1,519(10.2%)	987(9.8%)	65.0%

(注) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反事項別事業場数 ※括弧内は、定期監督等実施事業場数に対する割合

①労働基準法違反

労働条件明示 (15条)	賃金不払 (23・24条)	労働時間 (32条)	休憩 (34条)	休日 (35条)	上限規制 (36条)	割増賃金 (37条)	年次有給休暇 (39条)	就業規則 (89条)	賃金台帳 (108条)
1,074(7.2%)	417(2.8%)	2,013(13.5%)	301(2.0%)	179(1.2%)	513(3.4%)	1,693(11.4%)	994(6.7%)	868(5.8%)	983(6.6%)

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 (10～19条 (14条を除く))	作業主任者 (14条)	安全基準 (20～25条)	衛生基準 (20～25条)	特定元方事業者 ・注文者 (30・31条)	定期自主検査 (45条)	作業環境測定 (65条)	健康診断 (66条)
932(6.3%)	468(3.1%)	3,370(22.6%)	312(2.1%)	1,021(6.9%)	184(1.2%)	83(0.6%)	2,068(13.9%)